

外国人の不法滞在・不法就労防止にご協力を!

■不法滞在者とは???

①不法残留者

(入管法に基づき合法的に在留することができる期間経過後も本邦に滞在(いわゆる「オーバーステイ」)する外国人)

②不法在留者

(不法に本邦に入国又は上陸した後、引き続き不法に在留する外国人)

■不法就労とは???

①不法滞在者や被退去強制者が働くケース

(密入国者や在留期限が切れた人、退去強制されることが既に決まっている人が働くなど)

③出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くケース

(外国料理のコックや語学学校の先生として働くことを認められた人が、認められた仕事以外の工場等で単純労働者として働くなど)

②出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース

(観光等短期目的で入国した人が働く、留学生、難民認定申請中の人が許可を受けずに働くなど)

事業主も処罰の対象となります!

注意

○不法就労させたり、不法就労をあっせんした人
⇒ 3年以下の懲役・300万円以下の罰金又は併科

外国人を雇用する際に、不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していないなどの過失がある場合には、処罰を免れません。



しっかり確認を!

身の回りに不審な「ヤード」はありませんか?

ヤードって何?

周囲が鉄壁等で囲まれた作業所等であって、海外への輸出等を目的として、自動車等の保管・解体、コンテナ詰め等の作業のために使用していると認められる施設をいいます。

ヤード対策をやる重要性とは?

ヤード等の一部は、盗難自動車の保管や解体のほか、不正輸出の拠点になったり、不法滞在外国人等の稼働・い集場所になっているなど犯罪の温床となりやすいので、そういった犯罪インフラの基盤を作らせないためにも対策することは重要となります。

実態把握

各種警察活動により情報収集を行っています。
不審なヤードと思われるものを見つけた場合、皆様からの情報提供をお願いします。

実態解明

自治体をはじめとする関係機関、地域住民皆様から寄せられた幅広い情報を集約して、違法なヤードなのかなどの実態を解明していきます。

取締り

把握したヤードが法令に違反していることが判明すれば、取締りを実施し、健全なヤードにおける事業を推進します。また、不法滞在外国人を把握した場合には、出入国在留管理庁と連携し、適切な処理を行っていきます。



70歳以上の方の運転免許更新 更新手続の前に高齢者講習の受講 等が必要です

高齢者講習等は、有効期限の6か月前から自動車学校で受講できます(要予約)。高齢者講習等の御案内のはがきが届いたら、すぐに自動車学校へ予約をお願いします。

ご覧ください! 県警ホームページ・SNS
随時更新しています!!



県警HP



ツイッター



インスタグラム



ユーチューブ